

大西永次郎の健康教育論 —大西の『衛生訓練の実際』とターナーの『健康教育原論』の検討—

高橋 裕子

愛知教育大学保健体育講座

A Study of Eijiro Ohnishi's Theory on Health Education —Comparative Study between *Practice of Health Training (Eisei Kunren no Jissai)* by Eijiro Ohnishi and *Principle of Health Education* by E. C. Turner—

Yuko TAKAHASHI

Aichi University of Education, Department of Health and Physical Education

キーワード：大西永次郎、衛生訓練、ターナー

Key Words : Eijiro Ohnishi, Health Training, E.C.Turner

1. はじめに

これまでの学校保健・学校衛生史においては、明治期の医学的学校衛生の基礎の上に、大正期の社会的学校衛生が奨励され、昭和期は教育者を中心とする教育的学校衛生へと転換したといわれている⁽¹⁾。なかでも、大西永次郎（明治19～昭和50年、1886～1995）は昭和初期の文部省の学校衛生担当者として、昭和期の教育的学校衛生を主導した人物であると位置づけられている。周知のように昭和初期、健康教育が重視され、アメリカの健康教育論が取り入れられたが、ターナー（*Clair Elsmere Turner : 1890-1974*）は来日（昭和11年、1936）したこともあって、当時の日本に大きな影響を与えた。大西永次郎はその影響を受けた一人である。

本稿の課題は、昭和初期の日本における健康教育論の特徴の一端を明らかにすることである。具体的には、大西がアメリカの健康教育論のどのような内容を受けとめ、日本の学校教育上に実施させようとしたかを検討したい。そのために、大西が「学校に於ける衛生訓練は、学校衛生の重要部分を担当するものである」⁽²⁾と説いている、「衛生訓練」をキータームとし、彼が、全国各地の学校現場で実施できるよう、普及させることをね

らって昭和4年（1929）に著した、『学年配当要目準拠 衛生訓練の実際』（右文館、昭和4年、以下『衛生訓練の実際』）に焦点をあてる⁽³⁾。比較対照するのは、高橋喜一郎が翻訳した『健康教育原論』（右文館、昭和11年）である。これは、ターナーが、それまでアメリカの学校で展開されていた健康教育の実践を整理し、より効果的な体系として機能するよう確立させた健康教育論を述べた *Principles of Health Education (Clair Elsmere Turner, D.C. Health, 1932)*⁽⁴⁾ を、高橋喜一郎が「本質的とみられる部分のみを抄録」（3頁）したものである（資料1）。大西とターナーの両書は、日本とアメリカという国こそ異なるが、それぞれ、国内各地の学校で実践されるよう普及を目指している点で共通している。

本論を述べるにあたって、あらかじめ断っておきたいことがある。それは、ターナーの『健康教育原論』が大西の『衛生訓練の実際』よりも後に出版されているということである。この点に関していえば、本稿では、ターナーの著作から『衛生訓練の実際』への直接的な影響関係をみるのではなく、「衛生訓練」を柱とする大西の健康教育論とターナーを代表とするアメリカの健康教育論との比較を目的としているので、このような対照も意義あるだろう。

資料 1

| 大西永次郎『衛生訓練の実際』 昭和4年 | ターナー著・高橋喜一郎訳 『健康教育原論』 昭和11年 |
|------------------------|-----------------------------------|
| 自序 | 原著者序言 |
| 緒言 | まへがき |
| 第一章 衛生訓練の必要 | 第一章 序論 |
| 第二章 衛生教授 | 学校健康プログラムの開拓 |
| 第三章 衛生訓練 | 健康教育の領域 |
| 一 訓練の機会と監察 | 学校における健康教育の教育的根拠 |
| 二 衛生の査閲 | 健康教育の実施性と教育的効果に 対する実証 |
| 三 実行の指導 | 健康教育と健康増進 |
| 四 其の他の衛生訓練 | 第二章 健康教育の基礎的原理 |
| 五 結果の考察 | 健康教育の成立と実施の基礎の 基礎をなす一般原理 |
| 第四章 衛生訓練の方法 | 学級指導方法に関する教育的原理 |
| 一 衛生デー | 健康教育と児童の性向 |
| 二 衛生習慣 | 健康教育と児童の徳性 |
| 三 保健クラブ＝衛生クラブ | 健康教育と児童の情緒 |
| 四 衛生日課 | 刺戟と興味 |
| 五 衛生検査 | 第三章 健康教育における課程編成 |
| 六 衛生競技 | 一定の健康教育課程の必要 |
| 七 歯磨教練 | 健康教育課程の組織方法 |
| 第五章 衛生訓練の指揮者 | 第四章 健康教育に必要な種々の協力 |
| 第六章 衛生訓練の要目 (学年配当) | 家庭に対する健康教育プログラムの 説明並びに家庭と学校の協力 |
| 第七章 衛生訓練の実際 (要目解説) | 身体検査及び身体的欠陥の矯正 |
| 一 尋常科第一学年 | 伝染性疾患の予防及び処理 |
| 二 尋常科第二学年 | 体育プログラム |
| 三 尋常科第三学年 | 校舎内の衛生 |
| 四 尋常科第四学年 | |
| 五 尋常科第五学年 | |
| 六 尋常科第六学年 | |
| 七 高等科第一、二学年 | |
| 結論 | |

2. 「衛生訓練」の初出

最初に、日本における「衛生訓練」という用語の初出問題を、ごく簡単にみておこう。

関連する用語のうち、比較的早く、明治期から使用されているのは、「衛生教育」である。ただ、その内容については、瀧澤利行氏が、「教授・指導行為を必ずしも想定しているものではなかった」、「衛生管理との区別が鮮明ではなく」⁽⁵⁾、と指摘しているように、いわゆる健康教育に相当するものではなかったと思われる。

その「教育」という意味を伴う Health Education の邦訳が使用される例としては、大正11年(1922)5月の『学校衛生』誌上に「保健教育ニ就テ」⁽⁶⁾、同12年(1923)の同誌に「学校における衛生教育の機会(上)(下)」⁽⁷⁾という邦題で、アメリカのHealth Education の紹介論文が掲載されていることを、七木田文彦氏が指摘している⁽⁸⁾。後者の「学校における衛生教育の機会(下)」

によれば、「衛生教育」とは、「疾病予防問題」ではなく「健康増進の方面に関するもの」で、「六歳或は七歳の児童より其の教育を初めなければならないもの」、つまり、これまでのような成人対象ではなく子どもを対象とし、その目的は、「健康上の良習慣を形成する様に彼等を指導することだ」という⁽⁹⁾。しかし、この論文中に「衛生訓練」という訳語は見当たらない。

では、本稿が対象とする「衛生訓練」という語は、いつから使用されるのだろうか。ここでは、大正後期(12年)から大西の『衛生訓練の実際』の出版年の昭和4年(1929)までの期間に注目し、初めて使用される初出と、使用初期の用例をみてみよう(表1)。

最も早く使用されるのは、第8回学校衛生主事会議(大正12年11月)である。「生徒児童ノ取扱上学校衛生ニ関シ教師ノ実施スヘキ具体的方法案」と題する文部大臣諮問への答申のなかで、「衛生訓練」が使用されている(傍線は筆者、以下同

表1 「衛生訓練」 初出-大正後期～昭和4年（大西『衛生訓練の実際』昭和4年3月）-

| 大西永次郎による使用 | 文部省・関係団体・官報などでの使用 | 学校衛生主事・同会議などでの使用 |
|--|---|---|
| <p>岐阜県学校衛生主事時代（大正6年4月-8年5月） 「国民元気の源泉たる児童の身体に至りては却って健全の度を低下しつつある（中略）進んで児童身心の健康増進策を攻究せざる可からず。（中略）就中学校に於ける（一）-（五）略（六）衛生教育の普及等は、途上の問対を解決するに最も急務なる施設にして（以下略）」（大西『学校衛生に就て』『岐阜県教育』第275号 大正6年6月27-28頁。以後特に『岐阜県教育』誌中「衛生教育」論を展開せず）</p> | <p>第2回全国聯合学校衛生会代表者会 大正12年5月28-29日 「第一、文部大臣諮問事項答申（省略） 第三諮問、学校ニ於ケル衛生教育ヲ徹底セシムル具体的方法案如何（中略） 答 申（中略）左ノ如シ 一、教員ニ対スル事項 （一）師範学校ニ於ケル衛生教育ヲ更ニ向上セシムルコト （二）現在ノ教員ニ対シテハ衛生ニ関スル講習会ヲ開催スルコト （三）学校医ハ教職員ニ対シ常ニ衛生上ノ指導ヲナスコト 二、生徒児童ニ対スル事項 （一）国定教科書中衛生ニ関スル事項ヲ精選増加スルコト （二）<u>学校医ヲシテ、教授時間中ニ数々衛生講話ヲナサシムルコト</u> （三）学校看護婦ヲ置き、<u>衛生教育ノ補助ヲナサシムルコト</u> （四）父兄会ニハ<u>学校医ヲシテ必ず衛生講話ヲナサシムルコト</u>」 （『第二回全国聯合学校衛生会記事』『学校衛生』第4巻第5号別冊 大正13年5月1-16頁）</p> | <p>第8回 学校衛生主事会議 大正12年11月 「生徒児童ノ取扱上学校衛生ニ関シ教師ノ実施スヘキ具体的方法案 全国学校衛生主事会議 文部大臣諮問答申（大正十二年十一月） 教師ハ生徒児童ノ取扱上学校衛生ニ関シ実施スヘキ事項甚タ多シ雖モ就中主要ナルモノヲ挙クレハ左ノ如シ（中略） 十、<u>期ヲ定メ生徒児童ノ清潔検査ヲ行ヒ、又ハ衛生デー衛生週間等ヲ実施シ、衛生訓練ノ徹底ニ努ムルコト</u>【初出】 十一、<u>学科中、生理衛生ニ関スル事項ハ常ニ適切ナル例証ヲ示シテ、一層生徒児童ノ衛生知識ヲ啓発シ、（中略）衛生思想ト運動習慣ノ養成ニ努ムルコト</u>（中略）」 （全国学校衛生主事会議「生徒児童ノ取扱上学校衛生ニ関シ教師ノ実施スヘキ具体的方法案」『学校衛生』第4巻第1号大正13年1月39-41頁）</p> |
| <p>群馬・広島県学校衛生主事時代（略）</p> | <p>学校看護婦執務指針（文部省学校衛生課） 「 学校看護婦の業務 学校看護婦の業務は之を校内執務と校外勤務とに分かつを得べし 一、校内執務（中略） （七）衛生教育の補助 学校の朝の検査、衛生デー、衛生週間等に於て、常に検査の補助をなすのみならず、或は身体の清潔、毛髪の手入（中略）歯刷牙の使用方法を教へ<u>衛生訓練の補助</u>をなす（以下略）」 （文部省学校衛生課「学校看護婦執務指針」『学校衛生』第4巻第1号 大正13年1月45-54頁）</p> | <p>長野県「学校衛生は単に校医に許り委ぬるは其の完全を期しがたいので、今回は「学校衛生に関し教師の実施すべき方案」と題して、<u>体育運動から衛生デー、衛生週間を実施して、衛生訓練の徹底</u>とか採光換気室温の調節、其他細部に亘つた印刷物を配付して教師の採るべき方針を示して、校医と連絡を執つて一層学校衛生の改善を促す方針である由」（●長野県の学校衛生）『日本学校衛生』第12巻第3号 大正13年3月82頁）</p> |
| <p>第3回 全国聯合学校衛生大会 大正13年5月18-19日 「文相諮問事項『学校看護婦の執務指導上学校医の留意すべき事項如何』（中略） 答申案 学校看護婦の執務指導上学校医の留意すべき事項左の如し（中略） 四、執務予定表は左記事項に準し作製すること。（中略） (2) 日常執務（中略） へ、児童の<u>衛生的訓練及衛生教授</u>（以下略）」 （『第三回全国聯合学校衛生大会概況』『学校衛生』第4巻第6号 大正13年6月66・68頁）</p> | <p>第9回 学校衛生主事会議 大正13年5月14-17日 「衛生教育を一層徹底せしむる方法 道庁府県学校衛生主事会議 文部大臣諮問答申（大正十三年五月十四日） 衛生教育を一層徹底せしむる方法左の如し（中略） 五、総ての学科並に偶発的機会に於て衛生教材の活用を努むること 六、児童生徒の實際生活を衛生的ならしうやう訓練すること 七、児童生徒をして自己の身体狀況を知悉せしめ保健の必要を自覚せしむること（以下略）」（道庁府県学校衛生主事会議「衛生教育を徹底せしむる方法」『学校衛生』第4巻第6号 大正13年6月50頁）</p> | |
| <p>「全国体育デー」の実施事項の方案・文相への稟請 関係 ・「児童の<u>衛生訓練並衛生検査</u>」（帝国学校衛生会「全国体育デー実施方案」『学校衛生』第4巻第6号 大正13年5月） ・「七、全国体育日に關する件（帝国学校衛生会・可決） 全国体育デー実施方案（別紙記載の通り）」（『第三回全国聯合学校衛生大会概況』『学校衛生』第4巻第6号 大正13年6月66頁） ・「既報の如く曩に本会長とり文部大臣宛稟請全国体育デーに關する件は愈々文部当</p> | <p>学校衛生主事 延川靖「運動を課するに當ては病者及虚弱者等の發見に勉め、必要に應じて運動の軽減免除亦は特別の取扱をなさねばならぬ。又、体育運動実施後に於いても児童の身心に及ぼせる影響に留意すると共に身体の清潔保</p> | |

局の賛助を得、十一月三日を期して毎年全国一斉に舉行するに決定し、松浦文部次官は地方長官宛通牒する処があった。(中略)

一、全国体育デーに関する文部次官通牒

全国体育デーに関する件通牒

(中略) 今般帝国学校衛生会長より別紙写の通牒請有之たるに就ては地方の実情に鑑み適宜の方法に依り其の普及方可然配慮相煩度

稟 請

大正十三年七月九日

帝国学校衛生会々々長 三宅秀

文部大臣 岡田良平 殿

全国体育デーに関する件

先般開催の第三回聯合学校衛生会に於て別紙要項により全国体育デーを舉行致す様決議相成り、其促進並普及方を本会に依頼有之処、本業実行に関しては、貴省の御尽力相仰度希望に有之候間可然御配慮相煩難度此段及稟請候也

全校体育デー実施要項

一、体育の普及發達を図る為め体育デーを設く(中略)

五、実施事項は大要左の項目にして学校内外に亘り適宜之れを行ふものとす(中略)

ト、児童の衛生訓練並衛生検査(以下略)

(「全国体育デー愈々実施」『学校衛生』第4巻第10号、大正13年10月、64-65頁)

官報

「児童の衛生訓練と検査」(文部大臣官房学校衛生課「全国体育デーについて」(第3639号 大正13年10月8日(雑報)2頁)

「衛生訓練並びに衛生検査」(第3931号 大正14年9月30日 雑報3頁)

「衛生訓練・衛生検査などを行うこと」(第4242号 大正15年10月13日 雑報3頁)

「衛生訓練ならびに、衛生検査等の実施」(第4248号 大正15年10月20日 雑報3頁)

文部省編纂『衛生教育』(学校衛生叢書第三輯 帝国学校衛生会 昭和2年12月)

「衛生訓練及び衛生教授の目的は、次に挙げる条項により、健全な身体をつくりあげることにある。即ち、

一、健康に欠くべからざる良習慣をつくり之を實行すること

二、健康に必要な知識を得ること

三、心身両方面の健康に對して正しい態度と正しい考とを保ち之を益々發達せしめること(以下略)」(1-2頁)

文部省時代(大正13年4月31日教授衛生掛長へ)

「衛生に関する教授訓練の徹底、すなわち衛生教育の普及こそは我が国学校衛生の一新生面であらねばならぬ。米國に於ける衛生教育の現況が、学校衛生の重要部面を担当し、体育保健のかくとかくを青年子女の内的努力に求めんとするは、吾人の参考とすべきところである」(「E.0生」序文(中樞幸吉「米國における衛生教育の實際」『学校衛生』第8巻第3号 昭和3年3月)

「衛生訓練の徹底」「教育の原理に基づく不斷の原理こそ衛生教育の基調を為すもので、米局衛生当局がこの点に着眼して居るのは誠に卓見」「内的努力に基く健康愛護の欲求」(大西「学校衛生の新分野」『学校衛生』第9巻第2号 昭和4年2月16-18頁(昭和4年1月15日稿))

「つらつら考へますと、(中略)公衆衛生進歩の根本は青少年に対する衛生訓練の如何に帰せなければなりません。(中略)児童の内部的要求に出發して自ら衛生の指導を實行せんとする思想の涵養なる衛生教育の振興こそ、私の考ふべき問題であるのであります」(大西「衛生訓練と学校看護婦」『養護』第2巻第2号 昭和4年2月5-6頁)

【『養護』誌の初出。以降執筆者問わず本誌に多出】

「衛生訓練に関する要目を定める必要もこゝにあるので」(大西「衛生訓練と学校看護婦」『養護』第2巻第2号 昭和4年2月8頁)

表は、次の資料から作成した。①『学校衛生』(帝国学校衛生会)第2巻1号-第9巻第3号(大正11年1月-昭和4年3月)、②『日本学校衛生』第12巻第1号-12号(大正13年1-12月)、③『官報』(大正13-昭和4年)、④『大正九年十年 学校衛生主事会議要録』(文部大臣官房学校衛生課、大正10年9月)・『自昭和二年至昭和四年 学校衛生技師会議要録』(文部大臣官房体育課、昭和5年)、⑤『養護』創刊-第2巻第3号(昭和3年11月-4年3月)。このほか、日本学校保健会『学校保健百年史』(第一法規、昭和47年)の資料編も参考にした。傍線、および【 】は筆者。

持に關し適當なる処置を講ずる殊にしなくてはならぬ。(中略)旅行、遠足、運動會其他の体育的施設に關しては學校医と相談する事が肝要である。(中略)又、期を定めて生徒児童の清潔検査を行ひ、又は衛生デー、衛生週間等を実施して、衛生訓練の徹底に勉むる事が必要であります」(学校衛生主事 延川靖「学校衛生に關し教師の実施すべき法案」『日本学校衛生』第12巻第8号 大正13年8月15日 67頁)

読売新聞 「児童の衛生的訓練及び衛生教授や家庭訪問迄せねばならぬ」(「制度を設け学校看護婦を全国に普及した」『読売新聞』大正13年8月4日)

滿鉄学校衛生技師 中樞幸吉 「紐育に於ては獨り学校衛生のみでなく、凡ゆる社会衛生に就ての衛生教育が旺なる国だけありて、學校に於ける衛生教育も亦他の智育に對すると同様在一定教案の下に教師によりて実施されて居る」『衛生教育は一定教案により、教師をして實行せしめ、教授と同時に之が實際の应用到に努め學校及家庭に於ける日常の衛生的生活を営ましむることに努力して居る」(中樞幸吉「米國における衛生教育の實際」『学校衛生』第8巻第3号 昭和3年1・2頁)

昭和四年度学校衛生技師会義

「協議事項 二(中略)

一 幼稚園医の執務(中略)

2 衛生訓練の徹底(中略)

委員(長) 渡邊豊次(以下略)」「(昭和四年度学校衛生技師会義要録)『自昭和二年至昭和四年 学校衛生技師会議要録』文部大臣官房体育課 昭和5年5月 67-68頁

前橋市学校医狩野寿平「衛生訓練について」

(『学校衛生』第9巻第1号 昭和4年1月 49-54頁)

千葉県学校衛生技師喜多浦哲太郎

「生徒児童衛生訓練の實際」

(『学校衛生』第9巻第2号 昭和4年2月 52-60頁)

じ)。

生徒児童ノ取扱上学校衛生ニ関シ

教師ノ実施スヘキ具体的方法案

全国学校衛生主事会議

文部大臣諮問答申(大正十二年十一月)

教師ハ生徒児童ノ取扱上学校衛生ニ関シ実施スヘキ事項甚タ多シト雖モ就中主要ナルモノヲ挙クレハ左ノ如シ(中略)

十、期ヲ定メ生徒児童ノ清潔検査ヲ行ヒ、又ハ、衛生デー衛生週間等ヲ実施シ、衛生訓練ノ徹底ニ努ムルコト

十一、学科中、生理衛生ニ関スル事項ハ、常ニ適切ナル例証ヲ示シテ一層生徒児童ノ衛生知識ヲ啓発シ、(中略)衛生思想ト運動習慣ノ養成ニ努ムルコト(以下略)

(全国学校衛生主事会議「生徒児童ノ取扱上学校衛生ニ関シ教師ノ実施スヘキ具体的方法案」『学校衛生』第4巻第1号、大正13年1月、39-41頁)

この答申によれば、「生徒児童ノ清潔検査」や「衛生デー衛生週間等」を「期ヲ定メ」定期的に実施することによって「衛生訓練ノ徹底」に努めるのだという。「衛生デー」や「衛生週間」という、今でいえば学校行事のような機会で実施するよう奨励されているので、特定の学科で学ぶような意図はない。ここで注目されるのは、次の項目で、「学科中、生理衛生ニ関スル事項ハ、常ニ適切ナル例証ヲ示シテ」と、「学科」では「適切ナル例証」を示す方法によって「衛生知識」を啓発することが奨励されている点である。科学的理解を求めているようでもあり、後で述べるアメリカから取り入れた健康教育に通じるものかと想像されるが、この段階でははっきりしない。

次の使用例は、大正13年(1924)1月の『学校衛生』誌に、文部省学校衛生課が「本省に於ては、之か執務に関し指針を与ふるの必要を感じ、昨年来、之か研究を試み、既に文部省学校看護婦年報を発表するに至れり。(中略)取り敢へず業務の概要を記述する」と述べて発表した、「学校看護婦執務指針」である⁽¹⁰⁾(表1参照)。この指針中「(七)衛生教育の補助」のなかで「衛生訓練」が使用されている。この用例では、「学校の朝の検査、

衛生デー、衛生週間」において、「身体の清潔、毛髪の手入(中略)歯刷毛の使用方法を教へ衛生訓練の補助をなす」と記されているので、先にみた答申での用例と同様、学科ではなく、「衛生週間」などの機会に「身体の清潔」や「毛髪の手入」のやり方を教える、つまり、今でいえば保健指導のようなことを行い「衛生訓練」を補助するものである。

以上の二つの用例でみたように、「衛生訓練」は、少なくとも、大正12年(1923)11月の第8回学校衛生主事会議の諮問・答申で使用されていたことが確認できる。そのためか、翌大正13年になると、各府県や学校衛生主事の報告で使用されるようになる。たとえば、長野県の報告や、学校衛生主事・延川の論説「学校衛生に関し教師の実施すべき法案」のなかで、「衛生訓練の徹底」という語が使用されている。

今回は「学校衛生に関し教師の実施すべき方案」と題して、体育運動から衛生デー、衛生週間を実施して、衛生訓練の徹底とか採光換気室温の調節、其他細部に亘つた印刷物を配付して教師の採るべき方針を示して、校医と連絡を執って一層学校衛生の改善を促す方針である由。

(「長野県の学校衛生」『日本学校衛生』第12巻第3号、大正13年3月、82頁)

運動を課するに当ては病者及虚弱者等の発見に勉め、必要に応じて運動の軽減免除亦は特別の取扱をなさねばならぬ。(中略)旅行、遠足、運動会其他の体育的施設に関しては学校医と相談する事が肝要である。(中略)又、期を定めて生徒児童の清潔検査を行ひ、又は衛生デー、衛生週間等を実施して、衛生訓練の徹底に勉むる事が必要であります。(学校衛生主事 延川靖「学校衛生に関し教師の実施すべき法案」『日本学校衛生』第12巻第8号、大正13年8月、67頁)

次に使用される早い例は、第8回学校衛生主事会議の翌年、第3回全国聯合学校衛生大会(大正13年5月18-19日)での使用である。「全国聯合学校衛生大会」とは、帝国学校衛生会の主催によって結成された、全国の学校衛生関連団体による総合的な会合で、各地の情報交換、指示事項、協議

事項および文部大臣の諮問事項に対する答申、建議などが行われたという⁽¹¹⁾。

文相諮問事項『学校看護婦の執務指導上学校医の留意すべき事項如何』（中略）

答申案

学校看護婦の執務指導上学校医の留意すべき事項左の如し（中略）

四、執務予定表は左記事項に準し作製すること（中略）

(2) 日常執務（中略）

へ、児童の衛生的訓練及衛生教授

（以下略）

（「第三回全国聯合学校衛生大会概況」『学校衛生』第4巻第6号、大正13年6月、66・68頁）

「学校看護婦の執務指導上学校医の留意すべき事項」の「日常執務」のなかに、「児童の衛生的訓練及衛生教授」とある。ここで使用されているのは、学校医の執務としての「衛生的訓練」であり、「衛生教授」を伴う活動が意図されている。

ちなみに、この会では、すでに前年の第二回全国聯合学校衛生会代表者会（大正12年5月28-29日）から、文部大臣諮問事項「学校ニ於ケル衛生教育ヲ徹底セシムル具体的方法案」に定める形で「衛生教育」の具体策が検討されていて、「学校看護婦ヲ置き、衛生教育ノ補助ヲナサシムルコト」などと答申している⁽¹²⁾。

第一、文部大臣諮問事項答申（中略）

第三諮問、学校ニ於ケル衛生教育ヲ徹底セシムル具体的方法案如何（中略）

答申（中略）

一、教員ニ対スル事項

(一) 師範学校ニ於ケル衛生教育ヲ更ニ向上セシムルコト

(二) 現在ノ教員ニ対シテハ衛生ニ関スル講習会ヲ開催スルコト

(三) 学校医ハ教職員ニ対シ常ニ衛生上ノ指導ヲナスコト

二、生徒児童ニ対スル事項

(一) 国定教科書中衛生ニ関スル事項ヲ精選増加スルコト

(二) 学校医ヲシテ、教授時間中ニ数々衛生講話ヲナサシムルコト

(三) 学校看護婦ヲ置き、衛生教育ノ補助ヲナサシムルコト

(四) 父兄会ニハ学校医ヲシテ必ず衛生講話ヲナサシムルコト。（以下略）

（「第二回全国聯合学校衛生会記事」『学校衛生』第4巻第5号別冊、大正13年5月、9-11頁）

さらに同会では、大正13年7月9日の「帝国学校衛生会々長 三宅秀」から文部大臣にたいする「全国体育デー」実施方案の稟請において、「衛生訓練」の語が使用されている。

既報の如く曩に本会長とり文部大臣宛稟請全国体育デーに関する件は愈々文部当局の賛助を得、十一月三日を期して毎年全国一斉に舉行するに決定し、松浦文部次官は地方長官宛通牒する処があった。（中略）

一、全国体育デーに関する文部次官通牒

全国体育デーに関する件通牒

（中略）今般帝国学校衛生会長より別紙写の通稟請有之たるに就ては地方の実情に鑑み適宜の方法に依り其の普及方可能可慮相煩度

稟請

大正十三年七月九日

帝国学校衛生会々長 三宅秀

文部大臣 岡田良平 殿

全国体育デーに関する件

先般開催の第三回聯合学校衛生会に於て別紙要項により全国体育デーを挙致す様決議相成り、其促進並普及方を本会に依頼有之処、本業実行に関しては、貴省の御尽力相仰度希望に有之候間可慮御配慮相煩度此段及稟請候也

全国体育デー実施要項

一、体育の普及発達を図る為め体育デーを設く（中略）

五、実施事項は大要左の項目にして学校内外に亘り適宜之れを行ふものとす（中略）

ト、児童の衛生訓練並衛生検査（以下略）

（「全国体育デー愈々実施」『学校衛生』第4巻第10号、大正13年10月、64-65頁）

帝国学校衛生会と「全国体育デー」との関係が今一つはっきりしないが⁽¹³⁾、少なくとも、「全国体育デー」という全国的・組織的な国民体育の振興政策にのって、「衛生訓練」の語が社会一般の

視野に入るようになったことは想像できる。

用語の使用だけをいえば、やはり、「衛生訓練」は少なくとも大正12年11月には使われていたことが確認できる。また、初期での意味は、管見の範囲ではあるが、「衛生知識の啓発」・「衛生教授」を伴うような、教科学習を含み持つものが想像される用例と、「学校の朝の検査、衛生デー、衛生週間」において、衛生検査と同時に「身体の清潔、毛髪の手入（中略）歯刷牙の使用方法等を教へ」るような、学校行事における保健指導を意味する用例の、概ね二つの意味に分けることができるようだが、具体的に内容が規定される段階にはなく、はっきりしない。

これまでみてきた初出時期の用例にたいし、具体的に「衛生訓練」の内容も詳論しながら使用されるようになる最も早い例としては、昭和2年(1927)の文部省編纂『衛生教育』（学校衛生叢書第三輯、帝国学校衛生会、昭和2年12月）を挙げることができる。これは、文部省がアメリカの健康教育に関する三つの文献を抄訳・編纂し、昭和2年に発行したもので⁽¹⁴⁾、そこではhealth training を「衛生訓練」、関連してhealth instruction は「衛生教授」と訳され、衛生訓練および衛生教授の目的として、健康の良い習慣、知識、および、正しい考えと態度の三つが挙げられている⁽¹⁵⁾。

このほかに、個人がアメリカ流の「衛生教育」を紹介した例を挙げておけば、昭和3年(1928)3月の中樞幸吉の視察報告があるが、ここに「衛生訓練」という訳語はみられない。中樞の紹介する「衛生教育」とは、「紐育に於ては独り学校衛生のみでなく、凡ゆる社会衛生に就ての衛生教育が旺なる国だけありて、学校に於ける衛生教育も亦他の智育に対すると同様に一定教案の下に教師によりて実施されて居る」もので、「衛生教育は一定教案により、教師をして実行せしめ、教授と同時に之れが実際の应用到に努め学校及家庭に於ける日常の衛生的生活を営ましむることに努力して居る」のだ、という⁽¹⁶⁾。さらに、ニューヨークでは「教育部内の体育衛生課より各学校に対する教授細目」が示されていて「教師の教授及び衛生実行上心得るべき事項」が印刷配布されていると

して、中樞はその中から「興味あるもの」をいくつか紹介している。しかし、日本の教育課程のなかでどう具体化するかまで言及していない。

こうした「衛生訓練」という用語の使用と健康教育の考え方の普及状況のなかで、大西の『衛生訓練の実際』が刊行されたのである。本書は、書名にも明らかなように、具体的な衛生訓練の内容を学年ごとに配当して、日本での現実的な実践をねらったものであった。この大西の『衛生訓練の実際』と、アメリカのHealth education との間には、どのような違いがあるのだろうか。次節から、具体的に、Health education の代表としてターナーの『健康教育原論』を対照しながら、比較してみよう。

3. ターナーの健康教育論と大西の衛生訓練の違い

大西の『衛生訓練の実際』とターナーの『健康教育原論』の両者を、(1)健康の考え方と健康教育の目標、(2)方法、(3)公衆衛生の考え方の三つに注目し、順に比較してみよう。

(1) 健康の考え方と健康教育の目標

ターナーは、人生において健康になることは目的ではなく、次のように「生命を豊かにする一つの手段」だと明言している⁽¹⁷⁾。

健康は生命を豊かにする一つの手段であって、それ自体が目的でないといふ態度を、学校は児童並びに教員がもつやうに仕向けなければならない。健康は幸福、満足、愉悦、親密なる交際の持続に貢献するものである。更にそれは人生の根本義の成就に貢献する。人間が健康を希求するのは、人間の生存及び行動を助けるがためである。健康は個人としての品性、国民としての資格と事業等の基本的対象に向ふ一つの手段である。(ターナー『健康教育原論』113-114頁)

ターナーは「個人としての品性、国民としての資格と事業等の基本的対象に向ふ」手段としても健康をとらえ、具体的な「学級指導方法に関する教育的原理」においても、次のように、「健康だけを基礎として他人を評価するような態度」は、

「不幸なる精神状態の招来」として防止しなければならない、と説いている。

12. 不幸なる精神状態の招来を防止する(中略)

児童の本性には、同情心と残忍性がある。(中略) 人生は、健康をうることによって一層楽しく、一層豊かになるものである。しかしながら、健康は人間にとって最も貴重なものであるといふ観念及び健康だけを基礎として他人を評価するやうな態度を、児童に植えつけることは学校としては慎まなければならない。身体の特に強い者は、動もすれば幾分他人に対する思ひやりを欠くものである。(中略) 身体の弱い児童に、完全な健康をもたなくとも社会において為しうる立派な仕事があることを自覚せしめることである。健康は児童を傲慢にしたり、或は身体の弱い児童を見くびるやうに仕向けることは、避くべきである。

(ターナー前掲書44-45頁)

また別のところでも「健康を保持しなければ、個人の幸福、社会に対する彼れの経済的価値及び生活それ自体の欣びは消滅してしまうのである」と繰り返し述べるように⁽¹⁸⁾、ターナーは、健康は「人生」を「一層楽しく、一層豊か」にするための「手段」であるという考えを大前提とし、健康教育については、次のように説いている。

健康教育とは、児童をして健康に対する正しい態度、習慣及び十分なる知識を体得せしめるうへの訓練及び教示を意味する。現代の健康教育プログラムは、従来の生理衛生とは異って健康習慣の訓練に主力をそゞぎ、衛生の原理を健康生活に直接活用することをもって目標としているものである⁽¹⁹⁾。(ターナー前掲書、7-8頁)。

これよれば、健康教育とは「訓練及び教授」のための(for)プログラムを意味し、「衛生の原理を健康生活に活用すること」を目標としている。その「訓練及び教授」とは「健康に対する正しい態度、習慣」と「十分なる知識」の体得へと導くもの(leading to development)であるという。「訓練及び教授」は、いわば教育の課程として位置づけられているのである。そして、最近の健康教育プログラムは、「健康習慣の訓練」(training in health habits)に主力を注ぐのだと説いている

(()内は原著*Principles of Health Education*での表記)。

このようなターナーの健康教育論と大西の考えは、どこが共通し、どこが異なっているのだろうか。

そもそも、大西が「衛生訓練」を重視しなければならないと考える理由は、明治期から整備されてきた日本の学校衛生の制度やその考えが「外的努力に重く置く」ものであった結果、「効果は永続的価値」が少なく、「児童一生を通じての保健生活の準備」、さらには「児童自身の内的努力を対象とする衛生的習慣の形成」におよばなかったことを反省したからである。このゆえに、衛生教育では、衛生の知識の教授・訓練により、学校生活を通じ「保健生活を日常実行する良習慣を涵養する」ことが何より重要とされると大西は述べている。

我が国における学校衛生は、近年種々の方面に於て長足の進歩を遂げ、(中略)然れどもその多くは、児童そのもの、衛生的教養を目的としないで、環境の改善、身体の修練、疾病の処置等、外的努力に重きを置く結果として、在学中の児童に対する施設に止まり、その効果は永続的価値少なく、児童一生を通じての保健生活の準備、いはゞ児童自身の内的努力を対象とする衛生的習慣の形成に及ばず、従って教育上大切である訓育との有機的連繋に於て十分でなかったのは、我が国学校衛生の一大欠陥といはなければならぬ。茲に於てか、衛生教育の必要が漸次斯界に重視せらるゝに至り、衛生に関する知識の教授と其の訓練により、児童の学校生活を通じて、自覚ある保健生活を日常実行する良習慣を涵養することが最も重要とせらるゝに至ったのである。(大西『衛生訓練の実際』1-2頁)

特に、これまで衛生教育について、「訓育との有機的連繋」という、子どもの意識や生活習慣を育てる「訓育」との関連から、教育上の課題として深く考察してこなかった点を、わが国学校衛生の「一大欠陥」と表現するほど重くみている。

また大西は、児童の「興味」、「知識」、「経験」の点から、別の表現では、「絶えざる内的要求に基いて」⁽²⁰⁾、生涯を通じて保健生活を実行しうる

ような教育を思い描いているのである。

例へば、新鮮なる空気、十分なる日光は、衛生上極めて大切なものであるが、斯の如き外的施設の単なる改善は、児童に対して何等の興味を惹起さしめない。併し、予め此等に関する知識を与へ、然る後日常教室の換気に注意し、又は戸外の運動を実行せしめて、平生その必要さを十分に体験せしむることは、如何に彼等の保健向上の上に役立つことであらう。しかも此の時代に得たる知識と経験とは、その生涯を通じて忘れることのできぬまでに深く印象づけられ、平素知らず識らずの間に、何等の努力なくして保健生活を実行し得るものである。

(大西前掲書2-3頁)

最終的に「生涯を通しての健康生活」を目標とし、「衛生に関する実行の習慣」こそがその「根柢」を成すのだと大西は説いている。

学校における衛生訓練は、学校衛生の重要部面を担当するものである。これを児童生徒の側から見れば、衛生に関する実行の習慣こそ、彼等が生涯を通しての健康生活の根柢を成すもので、体育保健の最も基本的要素であるといふことが出来る。体位の向上も発育の完成も、健康の保全も、一に懸つて彼等が保健生活の適否にある。

(大西前掲書66頁)

大西は、このような目標論のもとで衛生訓練を行い、学校生活を通じて「自覚ある保健生活を日常実行する良習慣を涵養する」(前出)のだと考えているのである。その際、「保健生活に対する理論的諒解が直ちに有為的実践行為となり、進んで無意識的習慣として日常生活を支配する」⁽²¹⁾までに達しなければならないという。「学校衛生の本旨とするところも、結局、児童生徒の衛生訓練の徹底にありといふことが出来る」⁽²²⁾と述べ訓練を重視する点では、ターナーと共通している。

一方、ターナーとの違いもある。先にみたように、ターナーは、健康とは「生命を豊かにする一つの手段」であることを前提に、健康教育は「衛生の原理を健康生活に活用すること」を目標とし、「訓練と教授」をそのための教育の課程に位置づけていた。これにたいして大西は、「生涯を通しての健康生活」そのものを目標とする点で異なっ

ている。

(2) 方法 (特に衛生知識・衛生教授、学年別配当および学習の活動に関して)

大西の『衛生訓練の実際』は、これまでの衛生教育が、「断片的知識を漫然と注入」するもので、「実施の法案」、つまり教育計画においても「系統」性がまったくなく、「秩序的の教養並に実地の訓練」が不充分だった、という問題意識のもとで著された彼の健康教育論である。

苟くも学校衛生を口にし児童の体育を思ふものは、何人も衛生教育を忽緒にする訳はないが、其の実施の方案に何等の系統がなく、多くは断片的知識を漫然として注入するに止まり、保健生活の要素として、秩序的の教養並に実地の訓練に於て未だ十分ならざる場合が少なくない。これを教科に現はれたる衛生教材の方面より見るも、(中略)或は解剖生理の説明に止まるを以て、これを衛生訓練の資料として直接彼等が保健生活の向上に役立たしめんには、未だ及ばざることの遠きと思はざるを得ないのである。而して全学年を通じ、具体的計画の下に、児童の心理的並びに年齢的発達に応じて、彼等が本能的欲求と知識の進歩に適応した秩序的段階を踏み、苟くも保健生活に必須なる一切の日常生活を支配せしむべき衛生教材の合理的取扱を必要とする。

(大西前掲書4頁)

大西のいう「秩序的の教養」とは、「年齢的発達に応じて、彼等が本能的欲求と知識の進歩に適応した秩序的段階を踏み」、と述べていることから、言い換えれば、教育の課程のことを意味している。さらに、「保健生活に必須なる一切の日常生活を支配せしむべき衛生教材の合理的取扱」と述べていることから、「保健生活の向上」に役立つような教育内容の構成のことを意味していて、大西は、それらを「実地の訓練」という教育の方法によって実践すべきだと考えているのである。このような教育の課程、内容の構成、実地の訓練を意図する考えが、彼の健康教育論たる『衛生訓練の実際』の書名に込められているのではないだろうか。

本節では、このような健康教育論・衛生訓練論

のもとで、大西は衛生の知識と学年別配当についてはどのように考えていたかを、ターナーのそれと比較しながら検討してみよう。

1) 衛生知識に関して

ターナーは、健康教育の方法の基礎的原理を説きつつ、教授項目を学年に配当する場面において、健康知識とは、科学的事実や社会的施設に関する「考察を包含する」と述べる。さらに、そのような考察が健康習慣の基礎となる、と考えている。

健康知識は、健康習慣の各項目の外に、それらの健康習慣の基礎をなす科学的事実に関する考察、及び個人の健康の保護増進のための社会的施設に関する考察をも包含するものである。(中略) 教授内容は児童の興味と経験とに相応したものが選ばれる。健康教育のプログラムは単に事実の提示ではなくして、その各項目は直接児童の活動と関連している。

(ターナー前掲書126頁)

ターナーは、健康訓練とともに「一定の科学的知識」を求めているのである。

健康教育は健康訓練並びに一定の科学的知識を授けることに依存する⁽²³⁾。

(ターナー前掲書、原著者序言2頁)

実際、ターナーの「健康教育教授項目の学年別配当概要」をみると、たとえば、1・2年時には特別の知識は必要なく「健康作業」と「健康訓練」が中心になるが、「3学年からは学年に応じて、新しい課題を通して児童の知識を深めるといふことが望ましい」として、そこから健康知識の深化をねらう方法がとられている。すなわち、3学年では、引き続き前学年の「作業と訓練」が中心となるが、ごくわずかの「健康に関する知識が授けられ」、4学年になると自分の健康動作に対して責任を持つことができるので、「健康訓練の「方法」に重点がおかれ」、5学年では「児童の研究の中心が健康動作を行ふ「理由」におかれる」として、児童の知っている事柄の「比較」によって理解させる、という⁽²⁴⁾。

第五学年に至って、始めて児童の研究の中心が健康動作を行ふ「理由」におかれる。この理由は、主として経験、具体的説明、児童の知っている事柄の比較等によって理解せしめるもの

で、難解な解剖学や生理学の講義めいたことによって説明するものではない。

(ターナー前掲書127頁)

そして、6学年の段階になると、新しく「清潔に関する生物学的研究」を行うのであるが、知識を十分授けた上に、「清潔の重要性に関する種々の発見」を「興味をもってなさしめる」、それと関連して「身体の機能及び健康に関する新事実」を教えるのだという。

第六学年の児童は、自分の健康動作に関してかなり大なる責任を負ふことができる。(中略) 別に新しい題目が一つ加はってくる。それは清潔に関する生物学的研究である。土壤、塵芥、沃土及び無害バクテリアの性質に関する知識を十分に授け、児童をして個人並びに家庭の清潔の重要性に関する種々の発見を、興味をもってなさしめる。これと関連して、身体の機能及び健康に関する新事実を教へる。

(ターナー前掲書128頁)

一方、大西の『衛生訓練の実際』でも、たしかにターナー同様、健康教育の方法の基礎的原理が説かれている。まず、「衛生教授」の点では、衛生の教授は「知識の啓培たる理論の付与」であり「衛生訓練の前提」であるとしている。その理由は、実行への努力も習慣の形成も「知的了解と学的見識が因由」するからである。

衛生の教授は衛生に関する知識の啓培たる理論の付与である。実行の努力も習慣の形成も、知的了解と学的見識とに因由しないものはない。この意味において、衛生の教授は衛生訓練の前提であり、生活指導の第一義であるといはなければならない。(大西前掲書、7頁)

こうした考えのもとで、「衛生教授の実際問題として如何なる考慮を必要とするか」について、少なくとも次の四つを要する、と大西は説いている。

- 一、児童の日常生活と連絡を保つこと
- 二、反復指導を怠らないこと
- 三、衛生訓練との連絡を緊密に保つこと
- 四、結果の監察を怠らないこと

等が極めて大切である。例えば、尋常小学修身四ノ一二「身体」の教材の如き、その取扱は単

に解剖・生理・疾病等につき生理衛生上の知識を授けると同時に、予め児童の経験を基礎として、或は疾病の既往を回顧せしめ、或は虚弱なる体質を反省せしめ、或は身長・体重の計測等によって自己の身体の状態並に機能につき確実なる印象を深かしめる。(中略)孰れも学校及び家庭に於ける日常生活の経験を基礎として反復指導を怠らず、或は両親・兄弟・朋友間における生活の実情を静かに反省せしめ、健康なる身体が人の生活に如何に大切であるか、一家の幸福も社会の福祉も、畢竟個人々の健康を基礎として初めて到達し得る彼岸であることを十分に自覚反省せしめ、直ちに自己の生活を批判し、其の欠くる所を指摘し、進んで改善に着手せしめ、これが実行の指導と監察を怠らないことが肝要である。(大西前掲書、8-9頁)

この四つの「考慮」のもとで大西が想定する「衛生教授」の具体とは、生理衛生の知識を十分授けると同時に、児童生徒には次のような活動を求めている。すなわち、自らの既往を回顧・反省し、自らの身長・体重計測と身体の状態・機能の印象を深め、一家の幸福も社会の福祉も健康が基礎となることを自覚反省し、自己の生活を批判し進んで改善に着手することである。

ただし、このような「衛生教授」は、独立した「衛生科」においてではなく、「訓練の実行を基調」として「前学年を通じて総合的」に制定することが最も緊要だという。

全的教材としての衛生に関する各種の知識を網羅することは、到底其の実現は期せられない。茲に於て、教科としての衛生科の独立が殊に其の方面の識者に依って叫ばれ、或は法令に依る衛生科新設の論議が屢々学校医界を賑はすに至ったのであるが、既に教科の負担過重に苦みつゝある国民教育の現状に於ては、しかく容易の業ではない。寧ろ訓練の実行を基調とし、しかも全学年を通じて総合的に衛生訓育の実を挙げしむべき訓練要目を衛生科の補助教材として制定することが最も緊要なる事柄ではなからうか。余が本書に於て述べんとする学年配当衛生訓練の実際は、斯の如き趣旨の下に衛生科の補助教材として、専ら実行を先にし、日常生活の

衛生的指導に一つの体系を立てんとするもので、我が国小学校の現情に照らし、衛生教育の実施方案としては最も理想的のものたるを信ずるのである。(大西前掲書10-11頁)

これまでも浮上していた「衛生科新設」の論議を退けた理由は、「既に教科の負担過重に苦みつつある国民教育の現状」だというのが、そのような日本の教育事情のなかで、大西は、むしろ、「衛生科の補助教材」として、専ら衛生の実行を目ざすための「日常生活の衛生的指導に一つの体系」を立てようとして、『衛生訓練の実際』を著したのだという。このことは、彼が、アメリカ流の健康教育を高く評価しつつも、「米国に於ける衛生訓練の指導には、吾等の学ぶべき多くのものがあるが、しかもその俣我が国の児童に应用することは出来ない」⁽²⁵⁾と述べる理由の一つなのではないだろうか。

因みに、同時期、雑誌『養護』の論説において、大西は「教育の方法としての絶えざる訓練こそ、最も衛生指導の原理」と説きながら、「米国の衛生当局」がこの原理に着眼し、「学校衛生の重要事項として鋭意その徹底を期して居るは、確かに卓見」と高く評価している。

つらつら考へますと、一國国運の発展の基礎を為すものは、実はその国民教育の隆昌にありますと同様に、公衆衛生進歩の根本は青少年に対する衛生訓練の如何に帰せなければなりません。教育の方法としての絶えざる訓練こそ、最も衛生指導の原理です。米国の衛生当局が、この点に着眼して、学校衛生の重要事項として鋭意その徹底を期して居るのは、確かに卓見と申さねばなりません。思ふに、小学校は、国民一般に対する衛生訓練の指導に最も適当な場所です。(中略)その効果を在学中の児童のみにとゞめないで、真に国民衛生公衆保健の基本としてその実績を挙げようとするには、この方面の開拓こそ最も急務であると信ずる次第であります。(大西「衛生訓練と学校看護婦」『養護』第2巻第2号、昭和4年2月、5-6頁)

大西が、アメリカ流の健康教育のなかでも、とりわけ「絶えざる訓練」の指導原理を評価し、日本でも開拓することが「最も急務」とであるという

理由は、学校での衛生訓練の効果は在学中の児童に止まらず、広く、社会や生涯におよび、「国民衛生公衆保健の基本」となる実績を上げることができると考えているからである。

ところで、七木田文彦氏は、大西の『衛生訓練の実際』は、狭義の意味で展開されていると指摘している。狭義の意味とは、大西が、当時の健康教育を、学校保健プログラム全部において健康の教授・訓練・陶冶の役割を持たせる「広義の健康教育」と、健康教育プログラムによって健康の習性を陶冶する「狭義の健康教育」に二つに分類し、もし前者を「健康教育」と呼ぶなら、後者の「狭義」の方は「衛生訓練」と称すべき、と指摘していた健康教育の捉え方である。七木田氏によれば、その後、昭和11年に至っても「大西の主張は「狭義の健康教育」として、「衛生訓練」を中心としたカリキュラムの作成を強調している」という⁽²⁶⁾。

とはいえ、たとえ健康の習性の陶冶することをねらう「狭義の健康教育」を「衛生訓練」と称したとしても、先にみたように、大西は「衛生の教授は衛生訓練の前提」と位置づけていることからの、「衛生教授」を抱き合わせた上で「衛生訓練」は存在するわけであり、日本の教育事情に合うやり方として、「訓練の実行を基調」としたい、と大西は考えていたと考えられる。先にみたように、大西が「我が国小学校の現状に照らし」（大西前掲書10－11頁）といていたことから、この点は推測でき、決して「衛生教授」や衛生知識を削ぎ取ってしまおうという意味ではないと考えられる。

衛生の習性（習慣）と衛生知識の関係については、大西は同時期の論考においても、ある考えを述べている。それは、衛生の教材を「生きた教材」として単なる知識にと止めないで、日常の習慣となるまでに仕上げる」ことには「特殊の工夫」があるという指摘である。衛生知識は日常の衛生習慣にまで昇華させることが肝要で、「衛生訓練に関する要目を定める必要もこゝにある」、と大西は考えているのである。

現に小学校の教科には、衛生の教材が相当に出て居ります。これを生きた教材として単なる知

識に止めないで、日常の習慣となるまでに仕上げるには特殊の工夫がいます。衛生訓練に関する要目を定める必要もこゝにあるので、児童の知識発達の段階に応じて、それぞれの指導を与へなければならぬ。学校衛生最後の目的も畢竟、このやうな衛生訓練の徹底に外ならないので（以下略）。（永）⁽²⁷⁾

（大西「衛生訓練と学校看護婦」『養護』第2巻第2号、昭和4年2月、8頁）

2) 学年別配当および学習の活動に関して

大西は、これまでみてきたように、衛生の教授は「知識の啓培たる理論の付与」であり「衛生訓練の前提」ととらえるが、それを、年齢の異なる児童生徒に向けてどのよう配当しようと考えていたのだろうか。

大西の考えでは、低学年では日々の「修練」を動しませるが中学年から「生理学的説明」を導入したいという。この点は、ターナーの考えと同じである。たとえば、「一、運動」の単元では、4年生から、「運動に関する生理学的説明」、「一般的基本的運動の生理的關係」が新しく設けられている。

教科としての体操、課外における運動競技、その他学校生活に伴ふ保健的訓練の実施が、漸次運動愛好の習性を駆致し、児童生徒の行事として日々体育運動の修練にいそしむやうになったならば、既に運動に対する衛生訓練として目的の大半を果たしたのであるが、更に児童の知的発達に適應して、運動に関する生理学的説明を試み、彼等が学的欲求を充たしつゝ、合理的理想の下に一層訓練の効果を確実にすることは、最も賢明なる方法とはななければならない。（中略）主として一般的基本的運動の生理的關係に就いて述べ、体育運動に対する自己の信念を一層強固ならしむるを以て指導の要諦となすのである。（大西『衛生訓練の実際』、139－140頁）さらに高学年（6年生）の段階では、「八、衛生習慣」を扱う際、主として「学理方面」に傾倒させ、「知的欲求を充たし」ながら「理論的説明」を試みるのだという。

本学年における衛生訓練は、主として学理方面

に偏し、児童の有する知的欲求を充たしつゝ、生理衛生の知見を基礎として、既に学び得たる衛生的習性の上に理論的説明を試み、反省、熟慮、大いに訓育の徹底を期せんとするものである。

(大西前掲書263頁)

6学年の高学年においては「学理方面」に傾倒させる、という児童観に即した原理は、たしかにターナーのそれと同じである。

ただ、大西が「理論的説明」を試みて期待する活動とは、児童の「反省、熟慮」により「大いに訓育の徹底」が図られることであり、これが「衛生的習性」の学理面での方法原理となっている。

さらに、「知識と実行、理論と行為」とは不即不離の関係にあると説きつつも、先にも指摘したように、大西は「保健生活に対する理論的諒解が直ちに有為的実践行為となり、進んで無意識的習慣として日常生活を支配する」と述べることから、「無意識的習慣」をひとつの到達点と考えているのである。

何れにしても知識と実行、理論と行為、換言すれば教授と訓育の間に密接不離の関係を保たしむることが、衛生教育の要諦であって、保健生活に対する理論的諒解が直ちに有為的実践行為となり、進んで無意識的習慣として日常生活を支配するに至ってこそ、初めて衛生教育の目的が達せられたといふべきである。

(大西前掲書5-6頁)

大西の場合、方法原理として、「理論的説明」および「反省、熟慮、大いに訓育の徹底」という方法が採られていたのに対して、ターナーは、「理由」「比較」「発見」「研究」という方法を採っていて、実行を支える知識の学び方の点、特に、繰り返しになるが、衛生知識は「考察を包含する」(ターナー)という点で、大きな違いがある。

(3) 公衆衛生の考え方

「公衆衛生」の項目の学習において、ターナーと大西の違いは、さらにはっきりする。ターナーは、都市や農村の健康問題の多くは地方公共団体が行なうもので、各家庭では対処しきれない問題であることを、「種々の発見を、興味をもってなさしめる」ことを通して知ることが、「公衆衛生」

の内容となっている。健康教育で取り上げる活動が社会にも広がっているのである。

第七学年においては社会衛生について学ぶ。(中略) 児童は先づ田園、牧場、僻地にある独立家屋の衛生問題から研究を始める、これは農村衛生の実際問題である。次に、村落及び都市における健康問題の多くは、自治団体によって取扱はれなければならないもので、一家庭の手によって処理せられるものではないことを学ぶ。かくして社会衛生の問題に進んでいくのである。社会衛生に関する指導の必要ある所以は、公衆衛生機関の活動は民衆の賢明なる支持をうるにあらざれば十分なる効果を挙げ得ないからである。(ターナー前掲書128頁)

これにたいして、大西も高学年(第5学年)の「公衆衛生」において、個人や家庭と社会との関係について取り扱っているが、「公衆衛生の諸施設は、いずれも個人の衛生に関する理解と(中略)個人の衛生訓練に発する」こと、予防も治療も「社会的関係を離れては、到底実行の困難」であることを知ることが内容となっている点ではターナーと共通している。しかし、公衆衛生を学んだ個人にたいし、何を期待するかが異なっている。大西の場合、官庁からの「指示」への「励行」や「互いに戒める」ことを期待している。それにたいしてターナーは、先にみたように、公衆衛生機関の活動への「民衆の賢明なる支持」と求めていて、ここに、冒頭で検討したような、大西とターナーの目標論の違いが現れているのではないだろうか。

公衆衛生の諸施設は、何れも個人の衛生に関する理解とその実行を俟ち、初めて所期の目的が達成せられるので、先づ個人の衛生訓練に発する、即ち学校に於ては、一般文化の進展、社会の組織、生活方法の複雑となった現時に於て疾病の社会的条件の一層密接となったことに深い反省を求め、その予防も治療も社会的関係を離れては、到底実行の困難なる所以を知らしめ、以て平静公衆の保健施設の運用に関し、官庁又は特別団体の指示するところに従って、これを励行するやうにつとめなければならない。殊に伝染病予防撲滅に関しては、一層の注意を必要とする。例へば、みだりに汚物を路傍又は川中

に放棄するなどは、伝染病伝播の媒介となるおそれがあり、官庁示達の中にも厳にこれを禁じてあることなれば、互いにこれを戒めることが肝要である。（大西前掲書206頁）

また、「学校に於ては」と述べていることから、大西は、まず学校教育での公衆衛生道徳を重視しているが、別のところでも、「しかもこれが道程は一に学校に於ける衛生訓練の適否如何にありといはなければならない」と述べ、基本的に、学校で行う衛生訓練がその後の社会生活での良い公衆衛生行動をも担う、と考えている。

更にこれを公衆衛生の方面からみても、これが改善の基礎を為すものは、徒らに複雑なる法規の制定や、外部的設備の改善ではなくして、実に国民各自の脳底に潜める衛生的思想の啓発指導にあるのは、私の贅言を要しない所である。斯くして社会生活に於ける彼等の行動が、よく衛生の理法に合致するまでに訓練せらるゝに及んで、初めて公衆衛生はその理想の域に到達せられるのである。しかもこれが道程は一に学校に於ける衛生訓練の適否如何にありといはなければならない。（大西前掲書自序2頁）

4. おわりに

これまで「衛生訓練」の初出を踏まえて、大西とターナーの考え方の違いを、(1) 健康の考え方と健康教育の目的・目標、(2) 方法、および(3) 公衆衛生の考え方の三点にわたって述べてきた。これらを総括的にまとめると、ターナーの『健康教育原論』は、健康教育は健康訓練ならびに一定の科学的知識を授けることであり、著書名のごとく、健康教育の原理を厳格に示したうえで、学ぶ内容が学年配当されていた。

一方、大西の『衛生訓練の実際』は、「衛生の教授は衛生訓練の前提」と、「訓練の実行を基調」とする健康教育論であった。書名のごとく、衛生訓練・衛生教授の内容を学年配当する点、なかでも、低学年は「修練」を中心とし、中学年以降は理論・学理を導入するという原理はターナーと類似していた。しかし、実際に学年配当された内容を見ると、そこに想定されている学習は大きく異

なっていた。日本の学校教育の現状（一般的な学校教育の授業方法、内容や教科の考え方、学校・家庭と社会との関係）のなかで実現できるもの、あるいは、これまでの明治期に整備された学校衛生制度やその考えに対する反省点から導きだされた課題に沿うものに限定されていた、といえるだろう。もちろん、大西の『衛生訓練の実際』という書名に示された出版の意図もあろうが、それにしても、昭和初期の時点では、アメリカの健康教育論について、目標に根ざした内容を定め、学年配当する点は取り入れていたが、実践の根本を担う原理については大きく異なる形で取り入れ、実現しようとしていたということができよう。また、大西とターナーを代表とするアメリカの健康教育論との間には、良い衛生習慣を支える衛生知識の考え方・学び方についても、大きな隔たりがあったのである。

註

(1) 本稿が採り上げる大西永次郎は、日本の近代における学校衛生の歩みを振り返って、「曩の独逸に学んだ医学的学校衛生の礎石の上に、流れを英国に求むる社会的学校衛生の指導奨励となり、其の結果として新に学校養護婦の設置、学校の診療施設・学校給食等の普及発達は、相当に顕著なるものがあつた。（中略）更に昭和に入りて学校衛生の綜合時代となり、医学的・社会的学校衛生の基礎の上に、教育者を中心とする教育的学校衛生の勃興となり、健康教育・虚弱児童の養護・健康相談の諸施設が学校経営の重要問題として、教育實際家の深き関心を得るに至り」と述べている。また、「我が国の学校衛生の諸制度を通して現はれている根本概念」を深窺すれば、「児童生徒の保健に対する医学的施設であると共に、学校を中心とする社会的施設でもあり、更に教育の内容としての本質を多分に具有せんとする近時の傾向に特殊の関心を持たなくてはならないと思ふ」と指摘している（大西『学校体育と学校衛生』龍吟社、昭和16年、163-164頁）。このような制度からみた学校保健史のとらえ方は、現在、多くの学校保健の教科書で採用されている（小倉学『学校保健』光生館、1983年、20-26頁。ほか）。

- (2) 大西永次郎『学年配当要目準拠 衛生訓練の実際』右文館、昭和4年、66頁。
- (3) 杉浦守邦は、この時期の健康教育を特徴づけるものとして大西らの提唱した「衛生訓練の運動(昭和4)」を挙げている。大西が訓練要目として計20項目を挙げ、具体的な学年配当案を示したことで、「従来生徒の現実生活と遊離した教材学習ないし徳目主義に反発していた教員層の間に、多くの同調者を得た」という(杉浦「教育史における学校保健」(黒田『教師のための学校保健』ぎょうせい、昭和54年)572頁)。
- (4) ターナー自身の健康教育論の特徴や、いわゆる「ターナーシステム」については、七木田文彦氏が概説している。それによれば、*Principles of Health Education* に示されたターナー健康教育論の特徴は、「それまでに各地の学校で展開されていた‘Health Education’の実践・展開例を整理・分析したうえで、より効果的な体系として機能する‘Health Education’システムの確立を目指したところにある」という(七木田『健康教育教科「保健科」成立の政策形成』学術出版会、2010年、35-37頁)。
- (5) 「既に明治10年代後半には、衛生展覧会などの啓蒙的集会などの紹介を通じて「衛生教育」概念が使用されはじめた。だが、その内包は衛生に関する教授・指導行為を必ずしも想定しているものではなかった。明治30年代になり、関以雄によって『衛生教育』が著され、衛生教育の概念と理論は一定の成立をみたが、なお衛生管理との区別が鮮明ではなく(以下略)。(瀧澤利行「明治期における「衛生教育」概念とその理論」『学校保健研究』第33巻第9号、1991年、410頁)。瀧澤はこのほかにも、明治末期から大正前期にかけて「学校衛生管理の「訓練」化傾向」が見られると述べ、大正5年には、雑誌『教育の実際』の「保健衛生号」の特集号(第11巻第1号)で報告された全国小学校アンケート調査結果に「衛生訓練の活動の内容」が見られると指摘しているが、正確に言えば、この特集号において「衛生訓練」の語は使用されていない(瀧澤「学校保健指導の体系化に関する考
- 察(2) - 修身科・生徒心得の養生観と「衛生訓練」の成立・展開」『東京大学教育学部紀要』第27号1987年、452・453頁)。瀧澤のこの論文中、「衛生訓練」の語句の使用そのものが確認できる最も早い例は、雑誌『学校衛生』(第9巻1929年、昭和4年)に掲載された、千葉県学校衛生技師・喜多浦哲太郎の「生徒児童衛生訓練の実施」なる論説であり、昭和4年の使用例であった。
- (6) 文部省学校衛生課、第2巻第3号、64-48頁。
- (7) 第3巻第1号32-26頁、第3巻第2号、54-59頁。
- (8) 七木田前掲書『健康教育教科「保健科」成立の政策形成』25頁。
- (9) 文部省学校衛生課「学校における衛生教育の機会(下)」『学校衛生』第3巻第2号、55頁。
- (10) 文部省学校衛生課「学校看護婦執務指針」『学校衛生』第4巻第1号、大正13年1月、45-54頁。
- (11) 「全国聯合学校衛生大会」とは、「学校衛生ノ概観ハ極メテ進歩セル如ク見ユルモ、其内容ニ至リテハ尙未ダ頗ル貧弱」とするこれまでの反省から、「吾人学校衛生ニ従事スルモノハ協同一致シテ努力セザルベカラズ、各府県学校衛生会ガ一致以テ努力ヲ厭ハザレバ、其効果ハ更ニ確實ナルヲ信ズ」との意図で開催されるようになったもので、そこに至るには「学校衛生ノ発展ニ伴ヒ、全国的会合ヲ催サント、帝国学校衛生会ニ於テ、大正十年九月特別委員会ヲ、本年三月準備委員会ヲ開催シ、爾来、数回の会合ヲ重ネテ漸ク本会開催ヲ見ニ至レリ」という経過があったという。「代表者議席表」をみると、全国道府県の「学校医会」「学校衛生会」などの代表者209名の名前が並んでいる。第一回大会は大正11年5月12-13日、文部省内修文館などで行われた(「全国聯合学校衛生会記事」『学校衛生』第2巻第4号(別冊)、大正11年5月、1-27頁)。「全国聯合学校衛生大会」については、このほか、文部省監修・日本学校保健会編集『学校保健百年史』(第一法規出版、昭和48年)138・258頁を参照。
- (12) 全国聯合学校衛生総会では、もう少し後の昭和6年、「学校における衛生訓練の実施に関

し特に留意すべき事項」に関する諮問にたいし、「衛生訓練」の具体的な実施項目が答申されたという（日本学校保健会編集前掲書『学校保健百年史』143-144頁）。

- (13) 「全国体育デー」とは、文部省大臣官房学校衛生課が中心となり、体育の普及発達を図ることを目的として、毎年11月3日を中心に開催されることになった、体育運動の振興事業である（岐阜県教育委員会編集・発行『岐阜県教育史通史編 各論二(スポーツ)』2005年、13-14頁）。帝国学校衛生会と体育普及との関係が今一つはっきりしないが、この点について、木下秀明は、次のような経緯があったと説明している。大正10年(1921)、文部省は学校衛生課を再設置し、従来からの学校衛生を延長(再開)させると同時に、担当事項の一つに「体育運動」も加えた。この学校衛生課によって、文部省の体育・スポーツ政策が展開し始め、やがて学校衛生課は体育課へと発展的に解消するのであるが、その間の政策の一つとして、それまでの懸念であった体育研究所の設置(大正13年)と第一回全国体育デーが実施された。前者は「体育・スポーツ政策のかげの存在」であるのに対し、後者の全国体育デーは「国民の前に出現した」(木下)というインパクトをもつもので、その実情も「第三回全国連合学校衛生会の決議にもとづき、帝国学校衛生会長から文部省の助力を求めてきたという内務省むけの口実を設けている。しかし実情は、内務省を競合する文部省の体育・スポーツ政策のあらわれであった」という(木下『スポーツの近代日本史』杏林書院、1972年、199-200頁)。当時、帝国学校衛生会が編集する『学校衛生』誌は特集号を発行し「大正十三年全国体育デー実施状況」を報じているが、それによれば、「全国体育デー」とは、「帝国学校衛生会の稟請にかかる左記実施要項に基き、大正十三年九月文部次官より各地方長官宛てに発せられたる左記通牒に因ったもので、実に我が国教育界に於ける空前の挙であった」という。帝国学校衛生会が稟請したという「全国体育デー実施要項」をみると、「全国体育デーは、学校、学校衛生会、教育会其他教育に

関係なる団体に於て主催するを便とすべし」、目的は「体育の普及発達を図るため体育デーを設く」とある(「全国体育デー号」『学校衛生』第5巻第8号、大正14年9月、2-3頁)。

- (14) 文部省篇『衛生教育』は、次の三文献を翻訳編纂したものである。第一篇は文献①の衛生教育の考え方、第二篇は文献②の衛生教育の実践方法・授業例、第三篇は③のなかの『性の教育と衛生』である(文部省編纂『衛生教育』(学校衛生叢書第三輯)帝国学校衛生会、昭和2年12月、序の1-2頁)。
- ① *Health for school children : report of Advisory Committee on Health Education of the National Child Health Council (School health studies no.1), Department of the Interior, Bureau of Education, Government Printing Office, Washington D. C. 1923.* (国民児童保健委員会『学校児童の健康』北アメリカ合衆国政府教育局)
- ② *Suggestions for a program for health teaching in the elementary schools by J. Mace Address and Mabel C. Bragg (Health education, no.10, Department of the Interior Bureau of Education, Government Printing Office, Washington D. C. 1922.* (ボストン師範学校心理科長J. Mace Address・マサチューセッツ州ニュウトン市視学官補Mabel C. Bragg『小学校に於ける衛生教育』北アメリカ合衆国政府教育局)
- ③ *Louis W. Rapeer, Educational Hygiene from the Pre-School Period to the University, Chaples Scribner's Sons, 1915.*
- (15) 文部省前掲書『衛生教育』1-2頁。原著では次のとおり。The aim of health training and instruction should be to assure healthful living by (1) the formation and practice of habits essential to health, (2) the acquisition of knowledge necessary to health, and (3) the development of right attitudes and ideals with regard to health, both physical and mental. (*Health for school children*, 15頁)
- (16) 中楯「米国における衛生教育の実際」、『学

校衛生』第8巻第3号昭和3年3月、1-2頁。
中楯幸吉の肩書きは「満鉄学校衛生技師医学博士」とあり、「曩に欧米に於ける学校衛生並に社会衛生施設調査の爲満鉄より海外出張を命じられ、昨春本邦を出発、英・米・独・仏の他の欧州諸国を歴訪して、親しく彼の地に於ける制度施設の実況を調査し、今春無事帰京せられたる」のだという。この論説はその報告の寄稿である。(中楯「欧米に於ける学校衛生の現況(其ノ一)」、『学校衛生』第7巻10号、昭和2年)。

(17) このほか、別のところでも「健康は、人生を豊かにする一つ的手段として考へられるべきものであって、それ自体が目的ではない」と繰り返し述べ、「戦争において国家のために一身を犠牲にする勇士、愛児の病のために夜の眼も眠らずに看護に尽す母親、これら忠誠、慈愛、仁徳、正直、清廉等の性質は、健康よりも高く評価せられる」と指摘している(ターナー『健康教育原論』右文館、昭和11年、44-45頁)。

(18) ターナー前掲書『健康教育原論』2頁。

(19) 原著では、次のとおり。

By 'health education' we mean a program for the training and instruction of pupils leading to development of right attitudes and habits as well as sound knowledge in the field of health. (中略) The modern health-education program has emphasized training in health *habits*. It has strengthened the quality of instruction and sought to secure the direct application of hygienic principle in healthful living. (*Principles of Health Education*, 12頁)

(20) 大西前掲書『衛生訓練の実際』自序2頁。

(21) 大西前掲書『衛生訓練の実際』6頁。

(22) 大西前掲書『衛生訓練の実際』66頁。

(23) 原著では、次のとおり。Health education is concerned with health training and with the presentation of a given body of scientific knowledge. (*Principles of Health Education*, vii頁)

(24) ターナー前掲書126-127頁。

(25) 大西前掲書『衛生訓練の実際』317-318頁。

(26) 七木田前掲書『健康教育教科「保健科」成立の政策形成』48-49頁。

(27) 「(永)」とは、雑誌『養護』の編集者でもあった大西永次郎の、いわゆる編集子である。従って正確に言えば、ここに挙げた資料文は、大西自身の論考「衛生訓練と学校看護婦」の文末に、大西が編集者の立場で記した附記である。